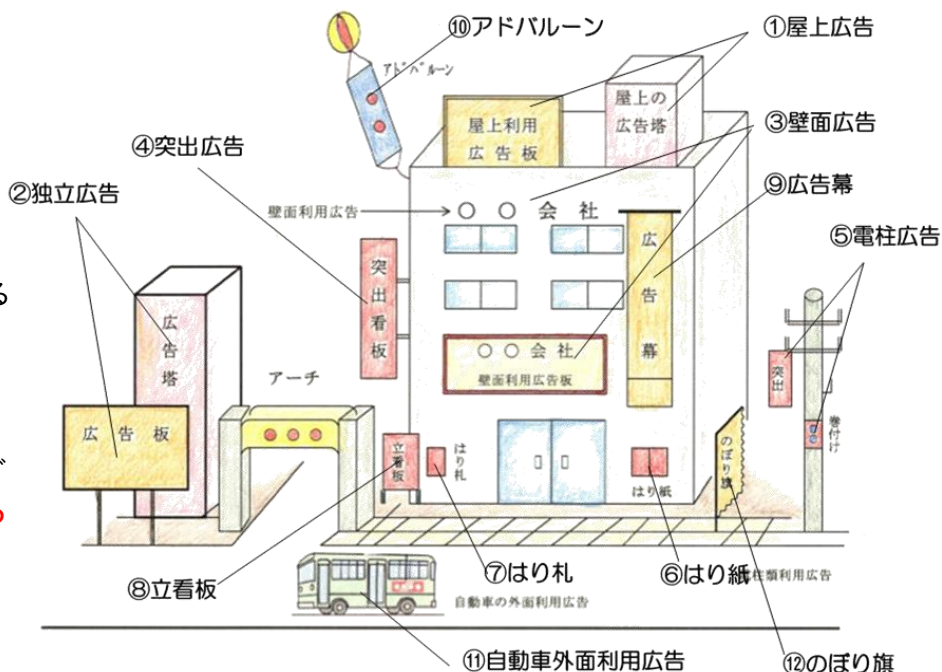


屋外広告物を出すときはルールを守りましょう!

久留米市屋外広告物条例のご案内

屋外広告物とは?

- ✓ 常時又は一定の期間継続して**公衆に表示**されるものです(右図参照)。
- ✓ 商業広告だけでなく、**非営利のもの**、**ロゴ**や**シンボルマーク**、**絵**や**写真**など**一定のイメージを伝えるもの**も含まれます。



主なルール

許可申請手続き

- ✓ 屋外広告物を表示・設置する際には、原則**許可申請**が必要です。許可後に表示・設置を行ってください。
- ✓ 既に表示している広告物を**変更**、改造又は移転する場合や許可期間満了後も**継続**して表示する場合についても**許可申請**が必要です。

自家用広告物で敷地内の表示面積合計が15㎡以内のものは、**許可申請が不要**になります。(禁止地域を除く)

管理者の設置

- ✓ 久留米市では、**全ての広告物**に対して、**管理者の設置**が必要です。管理者は**適切な安全管理**を行う義務があります。
- ✓ ただし、以下の場合には、管理者に**有資格者(屋外広告士、一・二級建築士)**を選任しなければなりません。
 - **高さが4mを超える**独立広告等を表示・設置する場合
 - 広告物の**敷地内表示面積の合計が15㎡を超える**場合

◆◆◆ 土地所有者の皆さまへのお願い ◆◆◆

屋外広告業者と**看板用地の貸付契約**をするときは、業者が**市への相談・協議**等を行っているかをご確認いただき、**違反広告物**(基準超過など)が設置されないよう、ご協力をお願いします。

美しい広告を正しく出して、美しく安全なまちづくりを
久留米市イメージキャラクター
くるっぴ



屋外広告物の許可の基準

□ 第1種 許可地域

市街化調整区域、用途地域が無指定、第一種・第二種低層住居専用地域、
風致地区、生産緑地地区、景観重点地区

	高さ	面積	色彩	上乗せ規制		
				デジタルサイネージ等	主要交差点	総量面積
独立広告	$H \leq 10 \text{ m}$	$S \leq 20 \text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 5 \text{ m}^2$ (1広告当り)	地色に高彩度な色彩の使用が制限される R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系 :彩度8以下 B・BG系 :彩度6以下	$S_{\text{all}} \leq 5 \text{ m}^2$ (1敷地当り) 自家用広告物等	対向面積 (同一方向に向けられた表示面積の合計) ※ $S_{\text{view}} \leq 10 \text{ m}^2$	自家用広告物等 $S_{\text{all}} \leq 50 \text{ m}^2$ (1敷地当り) ※ $S_{\text{all}} \leq 20 \text{ m}^2$ (1敷地当り)
屋上広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	-				
壁面広告	-	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 5 \text{ m}^2$ (1広告当り)				
突出広告	-	$S \leq 5 \text{ m}^2$ (1壁面当り)				

□ 第2種 許可地域

第1種許可地域以外の区域

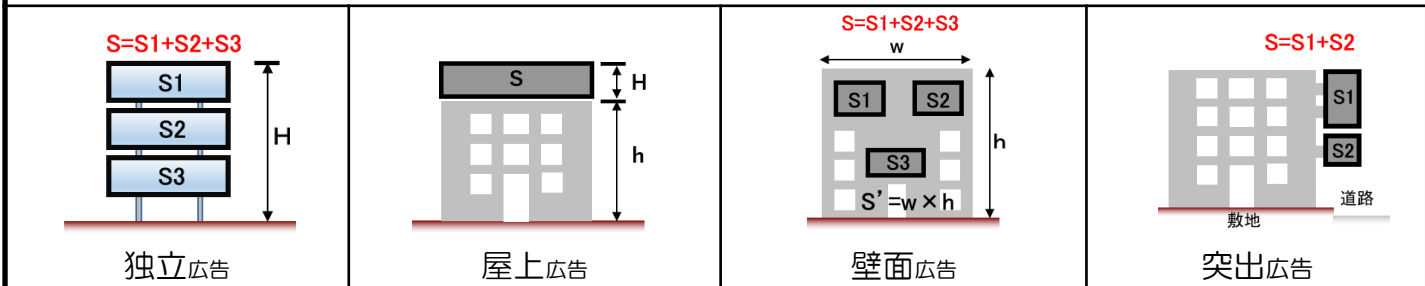
	高さ	面積	色彩	上乗せ規制		
				デジタルサイネージ等	主要交差点	総量面積
独立広告	$H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 50 \text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 15 \text{ m}^2$ (1広告当り)	※地色に高彩度な色彩の使用が制限される R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系 :彩度8以下 B・BG系 :彩度6以下	$S_{\text{all}} \leq 30 \text{ m}^2$ (1敷地当り)	対向面積 ※ $S_{\text{view}} \leq 30 \text{ m}^2$	-
屋上広告	$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	-				
壁面広告	-	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15 \text{ m}^2$ (1広告当り)				
突出広告	-	$S \leq 30 \text{ m}^2$ (1壁面当り)				

デジタルサイネージ等とは…電気等を利用して自ら発光する広告物で、LEDや液晶等でデジタル動画を表示するもの、その他、電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

主要交差点とは…4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの

総量面積とは…壁面広告を除く1敷地当りの表示面積の合計

上表※は「自家用広告物等以外」に適用する



- ◆ 禁止地域については、市ホームページの「禁止地域及び地域区分図」でご確認ください。
(都市計画課窓口(市庁舎12階)にある都市計画等情報閲覧システムでも確認が可能です)
- ◆ 上記以外の広告物の基準については、別途お問合せください。